

NEWS LETTER

October 2024 - Vol.43

CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、'化評法 - 既存化学物質共同登録' について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1 : 1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3カ国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
 - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
 - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
 - 物質別の登録戦略策定
 - 物質別登録時の予想費用を算出
 - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
 - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
 - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイル  が付いております。

- **Adobe Acrobat Reader:** [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- **その他のPDFビューア:** [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

目次

化評法(K-REACH)	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	3
[国立環境科学院告示第2024-42号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正	3
[国立環境科学院告示第2024-55号]「登録申請資料の危害性作成方法に関する規定」制定	3
[国立環境科学院告示第2024-56号]「提供対象化学物質の有害性情報作成方法に関する規定」制定	3
[環境部令第1121号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令公布	4
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	5
化学事故予防管理計画書作成スキル強化教育のご案内	5
化評法 施行令第11条1項9号「廃棄物リサイクル化学物質」施行による免除確認対象マニュアルの最新化.....	5
廃棄物リサイクル化学物質の登録免除に活用可能な既存化学物質登録現況の公開.....	6
既存化学物質の事前(変更)申告結果のお知らせ(24.9.30).....	6
原料・製造物分野の重大市民災害圏域別説明会の開催	6
化学製品安全法(K-BPR).....	7
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	7
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	8
2024年度中小企業殺生物製品の承認制度コンサルティング費用支援事業の募集	8
2024年度中小企業殺生物製品の承認資料生産費用支援事業の募集.....	8
安全確認対象の生活化学製品のうち、保健用殺虫剤の主成分情報の現行化のご案内	9
産業安全保健法(ISHA).....	10
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	10
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	10

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[国立環境科学院告示第2024-42号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正

「化学物質の登録及び評価などに関する法律」第21条及び同法施行規則第28条により、「化学物質の有害性審査結果」を改正・告示します。

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>> お知らせ > 法令情報 > 安全院告示/例規/公告、番号178、登録日2024.10.04)

[国立環境科学院告示第2024-55号]「登録申請資料の危害性作成方法に関する規定」制定

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則改正事項である化学物質の危害性に関する資料の作成方法に関して必要な事項を国立環境科学院が告示することにより、化学物質の登録申請資料のうち危害性に関する資料の作成方法について必要な事項を改正します。

主な内容

既存の告示から登録申請資料の危害性作成方法に関する規定を分離・制定します。

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2024.10.04)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **NIER_2024-55.pdf** をご参考下さい。

[国立環境科学院告示第2024-56号]「提供対象化学物質の有害性情報作成方法に関する規定」制定

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則改正事項である化学物質の危害性に関する資料の作成方法に関して必要な事項を国立環境科学院長が告示することにより、提供対象化学物質情報の作成方法に関する規定のうち、危害性に関する資料の作成方法について必要な事項を定めるために規定を制定します。

主な内容

既存告示から提供対象化学物質情報の危害性作成方法に関する規定を分離して制定します。

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2024.10.04)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **NIER_2024-56.pdf** をご参考下さい。

[環境部令第1121号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令公布

廃棄物をリサイクルして製造した化学物質と同じ化学物質が既に登録されている場合は、別途の登録手続きなしに廃棄物リサイクル化学物質を製造できるようにするなどの内容で化評法施行令が改正されました。

主な内容

本改正により、廃棄物リサイクル化学物質の登録免除確認のために、廃棄物リサイクル化学物質の製造のための廃棄物中間リサイクル業などの許可証及びリサイクル工程に関する概略的な説明などに関する資料を作成するように定めるなど、登録免除を証明できる資料の作成方法を定め、当該免除確認は初回1回のみ受けるなど、大統領令の施行に必要な事項を定めるために改正しました。

また、他国政府又は国際機構で公開した有害性評価結果を通じて、人の健康や環境に対する有害性を判断できる化学物質の場合、その化学物質を製造・輸入するために登録する場合には、当該証明資料の提出を省略可能にするなど、現行制度の運営上で現れた一部不備な点を改善・補完するために改正しました。

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2024.10.10)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **MOE_1121.pdf** をご参考下さい。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 添付資料及び詳細な事項は参考資料に記載されたウェブサイトにてご確認ください。

化学事故予防管理計画書作成スキル強化教育のご案内

産業界の化学事故予防管理計画書の作成・履行能力を向上すべく、中小企業を対象に「化学事故予防管理計画書スキル強化教育」を実施する。

1. 教育対象：化学事故予防管理計画書提出予定者及び作成担当者
2. 教育日程：24.10～11月
3. 教育課程
 - 化学事故予防管理計画書の作成内容及び方法教育
 - 有害化学物質の有害性情報及び毒性に関する教育
 - KORAプログラム教育
 - 危険度分析に対する理論と実習教育を実施
 - 工程フロー(PFD)及び工程配管計器図(P&ID)作成教育
4. 開催場所：大田、ソウル、大邱
5. 参加費用：無料(先着順)
6. 申請方法：化学物質安全院「お知らせ」メニューの添付ファイル参照

参考資料

化学物質情報処理システム(<https://nics.me.go.kr/> > お知らせ、揭示番号231、登録日2024.10.08)

化評法 施行令第11条1項9号「廃棄物リサイクル化学物質」施行による免除確認対象マニュアルの最新化

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行令第11条1項9号(廃棄物リサイクル化学物質)の施行により、免除確認対象が追加される予定です。そのため、免除確認マニュアルを最新化しました。

参考資料

化学物質情報処理システム(<https://kreach.me.go.kr/repwrt/index.do> > お知らせ、揭示番号337、登録日 2024.10.10)

※ マニュアルは、化学物質情報処理システム > 化学物質登録・申告 > システム利用案内(マニュアル) > 免除確認マニュアルからご確認ください。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

廃棄物リサイクル化学物質の登録免除に活用可能な既存化学物質登録現況の公開

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行令第11条第1項第9号により、廃棄物をリサイクルし製造した化学物質と同じ化学物質が既に登録されている場合には、登録免除確認を受けて廃棄物リサイクル化学物質を製造又は輸入できるように施行令を改正します。そこで、登録免除の確認に活用できるよう、廃棄物リサイクル化学物質と同じ化学物質の登録有無（登録日から3年が経過した場合）を確認できる資料を公開します。

参考資料

化学物質情報処理システム(<https://kreach.me.go.kr/repwrt/index.do>)> お知らせ、揭示番号338、登録日 2024.10.10)

既存化学物質の事前(変更)申告結果のお知らせ(24.9.30)

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」第42条(化学物質情報の公開)及び同法施行規則第51条(化学物質情報の公開等)第2項により、既存化学物質の申告結果を公開します。

参考資料

産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr>)> お知らせ、登録日2024.10.15)

原料・製造物分野の重大市民災害圏域別説明会の開催

原料・製造物を生産・製造・販売・流通する事業場は、化学3法(化学物質管理法、化評法、化学物質安全法)に基づく義務事項及び「重大災害処罰法」施行(22.1.27)及び猶予期間終了(24.1.26)により、50人未満の原料・製造物を生産・製造・販売・流通する事業場は重大市民災害予防のための安全・保健確保などの法的義務履行が必要です。

そこで、化学3法関連の原料・製造物を生産・製造・販売・流通する中小企業を対象に、「重大災害処罰法」と関係法令に対する主な内容、安全・保健義務事項および統合履行安全・保健体系構築方法など案内のための圏域別説明会を開催します。

1. 教育対象：原料・製造物を生産・製造・販売・流通する化学3法移行対象となる中小企業、地方環境官署及び市・道の化学3法又は重大市民災害担当公務員等
2. 教育日程：24.10～11月
3. 教育課程
 - 基本過程(事業主、経営責任者、実務責任者)
 - 専門過程(実務者、担当公務員、コンサルティング機関)
4. 開催場所：ソウル、光州、大田、釜山及び非対面
5. 申請方法：参加申請書を作成しメールで送付(yel@kitech.re.kr)

参考資料

産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr>)> お知らせ、登録日2024.10.16)

化学製品安全法 (K-BPR)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

※ 10月化学製品安全法-法律の動向に関する内容はありません。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

2024年度中小企業殺生物製品の承認制度コンサルティング費用支援事業の募集

1. 支援対象

- 承認された I グループの殺生物物質が含まれた殺生物製品を承認申請し、受付番号が付与された中小企業が1社以上含まれた協議体

2. 支援範囲

殺生物製品承認コンサルティング費用の一部を支援

3. 申請及び対象選定

- 申請期間: 2024.9.27(金曜日)から予算消化時まで
- 選定結果: 月別選定し、選定結果は翌月中に個別案内

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr>> お知らせ > 殺生物剤、番号269、登録日 2024.09.27)

2024年度中小企業殺生物製品の承認資料生産費用支援事業の募集

1. 支援対象

- 承認された I グループ殺生物物質が含まれた殺生物製品を承認申請し、受付番号を付与された中小企業(協議体)

2. 支援範囲

- 韓国内外の試験機関で実施し、殺生物製品承認申請資料として生産・提出済みの成分分析および効果・効能試験資料の生産費用を支援
- (成分分析) 製品別安定性試験(長期保存、加速保存、低温安定性)を含めて支援(1回)
- (効果・効能) 製品別模擬使用試験条件下で(試験種) × (防除方法) によって支援(1回)

3. 支援単価

- (成分分析) 製品ごとに最大12,000,000ウォン(安全員の要求により長期保存試験資料を追加提出しなければならない場合は最大23,000,000ウォン)
- (効果・効能) 製品ごとに製品タイプ別に最大支援金内で支援

4. 申請及び対象選定

- 申請期間: 2024.9.27(金曜日)から予算消化時まで
- 選定結果: 月別選定し、選定結果は翌月中に個別案内

※ 10月から順次選定・案内、12月選定結果は12月中に案内する予定

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr>> お知らせ > 殺生物剤、番号270、登録日 2024.09.27)

安全確認対象の生活化学製品のうち、保健用殺虫剤の主成分情報の現行化のご案内

化学物質安全院では、安全確認対象生活化学製品のうち、保健用殺虫剤の主成分情報の現況化についてご案内します。

主な内容

安全確認対象生活化学製品のうち、殺生物物質を使用して製造される品目は法第3条第8号による「殺生物製品」に該当するため、殺生物製品の製品承認猶予期間(法附則第3条)が適用され、販売、贈与または該当目的での陳列、保管、保存に対する猶予期間(法附則第4条の2第1項)も適用されます。

これと関連し、殺生物物質を使用して製造する安全確認対象生活化学製品は、殺生物製品の製品承認猶予期間と販売などの経過措置終了以後には、未承認殺生物製品として管理されるので、不法製品と誤認されるなど不利益を受けないように安全確認対象生活化学製品に含まれた主成分に対する情報現行化が必要です。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr>> お知らせ > 承認対象安全確認対象生活化学製品(科学院)、番号45、登録日2024.09.30)

産業安全保健法 (ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

※ 10月産業安全保健法-法律の動向に関する内容はありません。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 10月産業安全保健法-国内動向に関する内容はありません。